

## 収入(所得)の種類

収入(所得)金額等の内容については、下記をご覧くださいのうえご記入ください。

- 収入金額(ア～サ)…平成28年中に収入が確定した金額
- 必要経費等…その収入を得るために支出した費用(生活費などは含まれません)
- 所得金額(①～⑨)…収入金額からそれぞれの必要経費等を差し引いた金額

※分離課税の所得等がある方は、お住まいの区を担当する市税事務所市民税等グループ(個人市民税担当)までお問い合わせください。

## 1 収入金額等、2 所得金額

記載欄 所得の種類	収入(所得)の内容	必要経費等	
ア <sup>①</sup> <b>営業等</b>	卸売・小売・飲食・製造・建設・サービス業、芸術・芸能業、医業、弁護士等、大工、家内労働者、各種の外交員、その他自由業など、個人の事業から生ずる所得(農業・不動産の事業から生ずる所得を除く)	●収入を得るために支出した費用(生活費・所得税・住民税等を除く) ●専従者控除(給与)額 ●青色申告特別控除額	
イ <sup>②</sup> <b>農業</b>	農作物の生産、果樹栽培、家畜の育成などから生ずる所得		
ウ <sup>③</sup> <b>不動産</b>	アパート、マンション、ガレージ、貸家、貸地などから生ずる所得		
エ <sup>④</sup> <b>利子</b>	預貯金の利子など(国内源泉分離課税分は申告不要)※国外の預金の利子等は申告が必要です。	なし	
オ <sup>⑤</sup> <b>配当</b>	法人から受ける剰余金・利益の配当や剰余金の分配など(※非上場株式の配当、上場株式等の大口株主分は申告が必要です。(右下参照) 〔道府県民税配当割の対象となった配当所得は申告不要ですが、各種控除などを受けるために申告する場合は、申告書裏面113配当割額または株式等譲渡所得割額の控除に関する事項1欄も記入してください。〕	株式等を取得するための借入金負債利子	
	その他のもの	証券投資信託の収益の配分金など	なし
カ <sup>⑥</sup> <b>給与</b>	給与(賞与)、賞金などの所得でパート・アルバイトなどの収入を含みます。(税金などを差し引く前の支払総額)※源泉徴収票を添付(コピー可)してください。	下記の速算表により所得金額を計算	
	キ <sup>⑦</sup> <b>公的年金等</b>	公的年金(厚生年金、国民年金、共済組合の年金)、恩給など ※源泉徴収票を添付(コピー可)してください。	下記の速算表により所得金額を計算
	ク <sup>⑧</sup> <b>その他のもの</b>	生命(損害)保険契約に基づく年金、事業でない程度原稿・作曲・デザイン等の報酬、著作権の使用料、講演料、FX(金融商品取引法に規定する店頭デリバティブ取引に該当しない取引)、インターネット広告料(アフィリエイト等)、シルバー人材センターからの配分金、国や地方公共団体(府・市)その他の団体から受ける手当・補助(給付)金(非課税規定のあるものを除く)など	収入を得るために支出した費用(個人年金などは掛金)
ケ <sup>⑨</sup> <b>総合譲渡一時</b>	土地・建物、株式・公社債等以外の資産の譲渡により生ずる所得(営業権、自動車、船舶、機械器具、ゴルフ会員権の譲渡など) ●短期…取得後5年以内の譲渡 ●長期…取得後5年超の譲渡	●各資産の取得・譲渡費用 ●特別控除額(上限50万円)	
	コ <sup>⑩</sup> <b>一時</b>	生命(損害)保険契約等に基づく一時金・満期返戻金や解約による保険金、賞金、懸賞当せん金、競馬、競輪等の払戻金、法人から贈与を受ける金品、遺失物拾得の報労金などの一時金	●収入を得るために支出した費用 ●特別控除額(上限50万円)

## ■ 給与と所得金額の速算表

給与等の収入金額(年間合計)		給与所得の金額
651,000円未満		0円
651,000円以上	1,619,000円未満	収入-650,000円
1,619,000円以上	1,620,000円未満	969,000円
1,620,000円以上	1,622,000円未満	970,000円
1,622,000円以上	1,624,000円未満	972,000円
1,624,000円以上	1,628,000円未満	974,000円
1,628,000円以上	1,800,000円未満	収入÷4,000*×4,000×60%
1,800,000円以上	3,600,000円未満	収入÷4,000*×4,000×70%-180,000円
3,600,000円以上	6,600,000円未満	収入÷4,000*×4,000×80%-540,000円
6,600,000円以上	10,000,000円未満	収入×90%-1,200,000円
10,000,000円以上	12,000,000円未満	収入×95%-1,700,000円
12,000,000円以上		収入-2,300,000円

※収入÷4,000は、小数点以下を切り捨てて計算します。

(例)給与等の収入金額の合計額が1,641,200円の場合は次のとおりとなります。  
1,641,200円÷4,000円(小数点以下切捨て)×4,000円=1,640,000円  
1,640,000円×60%=984,000円(給与所得の金額)

※給与所得について特定支出控除の適用を受けようとする方は、お住まいの区を担当する市税事務所市民税等グループ(個人市民税担当)までお問い合わせください。

## ■ 公的年金等に係る雑所得金額の速算表

受給者の年齢区分	公的年金等の収入金額	公的年金等の雑所得の金額
平成28年12月31日現在 65歳以上の方 (昭和27年1月1日以前に生まれた方)	3,300,000円未満	収入-1,200,000円
	3,300,000円以上 4,100,000円未満	収入×75%-375,000円
	4,100,000円以上 7,700,000円未満	収入×85%-785,000円
平成28年12月31日現在 65歳未満の方 (昭和27年1月2日以後に生まれた方)	7,700,000円以上	収入×95%-1,555,000円
	1,300,000円未満	収入-700,000円
	1,300,000円以上 4,100,000円未満	収入×75%-375,000円
	4,100,000円以上 7,700,000円未満	収入×85%-785,000円
	7,700,000円以上	収入×95%-1,555,000円

## 所得控除の種類・金額

所得控除の内容については、下記をご覧くださいのうえご記入ください。

## 3 所得から差し引かれる金額に関する事項、4 所得から差し引かれる金額

記載欄 控除の種類	控除の要件等 (平成28年12月31日の現況)	控除額(控除額の計算方法)																														
⑩ <b>雑損控除</b>	平成28年中にあなたやあなたの扶養親族等が災害・盗難・横領などにより生活用資産等に損害を受けた場合。 ※警察の盗難届、消防署の罹災証明、災害関連支出の金額の領収書等が必要です。	次のいずれか多い方の金額 ①差引損失額-(総所得金額等の10%) ②差引損失額のうち災害関連支出の金額-5万円 (注)差引損失額-損失額-保険金等による補てん額																														
⑪ <b>医療費控除</b>	平成28年中にあなたやあなたの扶養親族等の医療費を支払った場合。 ※医療機関等の領収書が必要です。 (注)保険者が発行する「医療費のお知らせ」は代用できません。	(支払った医療費-保険金等による補てん額)-(総所得金額等の5%)と10万円のいずれか少ない金額(限度額200万円)																														
⑫ <b>社会保険料控除</b>	平成28年中にあなたが支払った健康保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料、国民年金基金等の掛金がある場合。 ※国民年金保険料・国民年金基金の掛金の控除適用には控除証明書等が必要です。	<b>支払額全額</b>																														
⑬ <b>小規模企業共済等掛金控除</b>	平成28年中にあなたが支払った小規模企業共済等掛金または地方公共団体が行う心身障がい者扶養共済などの掛金がある場合。	<b>支払額全額</b>																														
⑭ <b>生保料控除</b>	平成28年中にあなたやあなたの扶養親族等を受取人とする生命保険契約等の保険料や、介護医療保険契約等の保険料、個人年金保険契約等の保険料などを支払った場合。  ※保険会社等が発行する控除証明書が必要です。 ※控除の対象となる保険料は、支払保険料から配当金や割戻金を差し引いた金額です。 ※控除額の計算において、算出した金額に一月未満の端数がある場合は、その端数を切り上げて差し支えありません。	一般生命保険料分(A旧契約分+B新契約分)+C介護医療保険料分 +個人年金保険料分(D旧契約分+E新契約分)(合計限度額70,000円)  ●控除額の計算方法																														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>支払保険料額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A 一般生命保険</td> <td>15,000円以下</td> <td>支払額全額</td> </tr> <tr> <td>D 個人年金保険</td> <td>15,001円～40,000円</td> <td>支払額×1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td>(平成23年12月31日以前の契約)</td> <td>40,001円～70,000円</td> <td>支払額×1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>70,001円以上</td> <td>35,000円</td> </tr> <tr> <td>B 一般生命保険</td> <td>12,000円以下</td> <td>支払額全額</td> </tr> <tr> <td>C 介護医療保険</td> <td>12,001円～32,000円</td> <td>支払額×1/2+6,000円</td> </tr> <tr> <td>E 個人年金保険</td> <td>32,001円～56,000円</td> <td>支払額×1/4+14,000円</td> </tr> <tr> <td>(平成24年1月1日以後の契約)</td> <td>56,001円以上</td> <td>28,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	支払保険料額	控除額	A 一般生命保険	15,000円以下	支払額全額	D 個人年金保険	15,001円～40,000円	支払額×1/2+7,500円	(平成23年12月31日以前の契約)	40,001円～70,000円	支払額×1/4+17,500円		70,001円以上	35,000円	B 一般生命保険	12,000円以下	支払額全額	C 介護医療保険	12,001円～32,000円	支払額×1/2+6,000円	E 個人年金保険	32,001円～56,000円	支払額×1/4+14,000円	(平成24年1月1日以後の契約)	56,001円以上	28,000円			
		区分	支払保険料額	控除額																												
A 一般生命保険	15,000円以下	支払額全額																														
D 個人年金保険	15,001円～40,000円	支払額×1/2+7,500円																														
(平成23年12月31日以前の契約)	40,001円～70,000円	支払額×1/4+17,500円																														
	70,001円以上	35,000円																														
B 一般生命保険	12,000円以下	支払額全額																														
C 介護医療保険	12,001円～32,000円	支払額×1/2+6,000円																														
E 個人年金保険	32,001円～56,000円	支払額×1/4+14,000円																														
(平成24年1月1日以後の契約)	56,001円以上	28,000円																														
※それぞれ契約区分に旧契約・新契約の両方の保険料がある場合は、上記の表により旧契約・新契約ごとに控除額を算出し、合計します。その場合の限度額は28,000円です。ただし、旧契約のみで計算した控除額が、合計した控除額より大きくなる場合は、旧契約のみで計算した控除額を適用することができます。																																
⑮ <b>地保料控除</b>	平成28年中にあなたやあなたの扶養親族等の地震保険契約等の保険料を支払った場合。  ※保険会社等が発行する控除証明書が必要です。 A 地震保険契約 B 長期損害保険契約等 平成18年12月31日までに締結し、契約変更していない、満期返戻金のある10年以上の契約	A地震保険契約分+B長期損害保険契約等分(合計限度額25,000円)  ●控除額の計算方法																														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>支払保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>50,000円以下</td> <td>支払額×1/2</td> </tr> <tr> <td>地震保険</td> <td>50,001円以上</td> <td>25,000円</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>5,000円以下</td> <td>支払額全額</td> </tr> <tr> <td>長期損害保険</td> <td>5,001円～15,000円</td> <td>支払額×1/2+2,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>15,001円以上</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	支払保険料	控除額	A	50,000円以下	支払額×1/2	地震保険	50,001円以上	25,000円	B	5,000円以下	支払額全額	長期損害保険	5,001円～15,000円	支払額×1/2+2,500円		15,001円以上	10,000円												
		区分	支払保険料	控除額																												
A	50,000円以下	支払額×1/2																														
地震保険	50,001円以上	25,000円																														
B	5,000円以下	支払額全額																														
長期損害保険	5,001円～15,000円	支払額×1/2+2,500円																														
	15,001円以上	10,000円																														
※一つの損害保険契約等が、地震保険契約と長期損害保険契約の両方の契約区分に該当する場合には、いずれか一方の契約区分にのみ該当するものとして、控除額を計算します。																																
⑯ <b>寡婦控除</b>	①夫と死別・離婚し再婚していない(または夫の生死が明らかでない)方で、扶養親族または生計を一にする子(「生計を一にする子」の要件については下記の※を参照)がいる場合。 ※生計を一にする子は、平成28年中の総所得金額等が38万円以下で、他の者の扶養親族でない子に限ります。  ②夫と死別し再婚していない(または夫の生死が明らかでない)方で、平成28年中の合計所得金額が500万円以下の場合。	26万円																														
		夫と死別・離婚し再婚していない(または夫の生死が明らかでない)方で、扶養親族である子(「扶養親族である子」の要件については下記の※を参照)があり、平成28年中の合計所得金額が500万円以下の場合。 ※扶養親族である子は、平成28年中の合計所得金額が38万円以下で、他の者の扶養親族でない子に限ります。	30万円																													
		妻と死別・離婚し再婚していない(または妻の生死が明らかでない)方で、生計を一にする子(「生計を一にする子」の要件については下記の※を参照)があり、平成28年中の合計所得金額が500万円以下の場合。 ※生計を一にする子は、平成28年中の総所得金額等が38万円以下で、他の者の扶養親族でない子に限ります。	26万円																													
⑰ <b>勤労学生控除</b>	あなたが大学、高等学校等の学生で、平成28年中の合計所得金額が65万円以下(給与と収入の場合130万円以下)の場合。 ※学生証や学校から交付される証明書が必要です。 (注)自己の勤労によらない所得が10万円以下の場合に限ります。	26万円																														
⑱ <b>障がい者控除</b>	あなたやあなたの扶養親族等が障がい者である場合。(手帳の種類・等級などを記入してください。)なお、特別障がい者が同居の扶養親族等の場合は、控除額に23万円が加算されます。 ※障がいの種類・等級(程度)のわかる各種手帳または障がい者控除対象者認定書等が必要です。	① 30万円(53万円) ( )は同居の特別障がい者の場合 ② 26万円																														
	①特別障がい者 身体障がい者手帳1・2級、療育手帳A(重度)、精神障がい者保健福祉手帳1級など ②その他の障がい者 身体障がい者手帳3～6級、療育手帳B(中・軽度)、精神障がい者保健福祉手帳2級以下など																															
⑲ <b>配偶者控除</b>	あなたと生計を一にする配偶者(※)の平成28年中の合計所得金額が38万円以下の場合。 (給与のみの場合は給与と収入が103万円以下) ※他の者の扶養親族・事業専従者の場合を除きます。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>控除額</th> <th>該当者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>33万円</td> <td>下記以外の方</td> </tr> <tr> <td>老人</td> <td>38万円</td> <td>70歳以上の方(昭和22年1月1日以前生まれの方)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	控除額	該当者	一般	33万円	下記以外の方	老人	38万円	70歳以上の方(昭和22年1月1日以前生まれの方)																					
区分	控除額	該当者																														
一般	33万円	下記以外の方																														
老人	38万円	70歳以上の方(昭和22年1月1日以前生まれの方)																														
⑳ <b>配偶者別除</b>	あなたの平成28年中の合計所得金額が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者(※)の平成28年中の合計所得金額が38万円を超え76万円未満の場合。 (給与のみの場合は給与と収入が103万円を超え141万円未満)  ※他の者の扶養親族・事業専従者の場合を除きます。	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">配偶者の合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>380,001円以上</td> <td>450,000円未満</td> <td>33万円</td> </tr> <tr> <td>450,000円以上</td> <td>500,000円未満</td> <td>31万円</td> </tr> <tr> <td>500,000円以上</td> <td>550,000円未満</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td>550,000円以上</td> <td>600,000円未満</td> <td>21万円</td> </tr> <tr> <td>600,000円以上</td> <td>650,000円未満</td> <td>16万円</td> </tr> <tr> <td>650,000円以上</td> <td>700,000円未満</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>700,000円以上</td> <td>750,000円未満</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>750,000円以上</td> <td>760,000円未満</td> <td>3万円</td> </tr> <tr> <td>760,000円以上</td> <td></td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	配偶者の合計所得金額		控除額	380,001円以上	450,000円未満	33万円	450,000円以上	500,000円未満	31万円	500,000円以上	550,000円未満	26万円	550,000円以上	600,000円未満	21万円	600,000円以上	650,000円未満	16万円	650,000円以上	700,000円未満	11万円	700,000円以上	750,000円未満	6万円	750,000円以上	760,000円未満	3万円	760,000円以上		0円
配偶者の合計所得金額		控除額																														
380,001円以上	450,000円未満	33万円																														
450,000円以上	500,000円未満	31万円																														
500,000円以上	550,000円未満	26万円																														
550,000円以上	600,000円未満	21万円																														
600,000円以上	650,000円未満	16万円																														
650,000円以上	700,000円未満	11万円																														
700,000円以上	750,000円未満	6万円																														
750,000円以上	760,000円未満	3万円																														
760,000円以上		0円																														

記載欄 控除の種類	控除の要件等 (平成28年12月31日の現況)		控除額(控除額の計算方法)	
	区分	控除額	該当者	
			一般	33万円
⑳ <b>扶養控除</b>	特定扶養	45万円	19歳～22歳の方(平成6年1月2日～平成10年1月1日生まれの方)	
	老人扶養	38万円	70歳以上の方(昭和22年1月1日以前生まれの方)	
	同居老親等	45万円	老人扶養のうち、あなたやあなたの配偶者の(祖)父母等で同居している方	
㉑ <b>基礎控除</b>	一律にこの控除が受けられます。		33万円	

## 申告書裏面の書き方

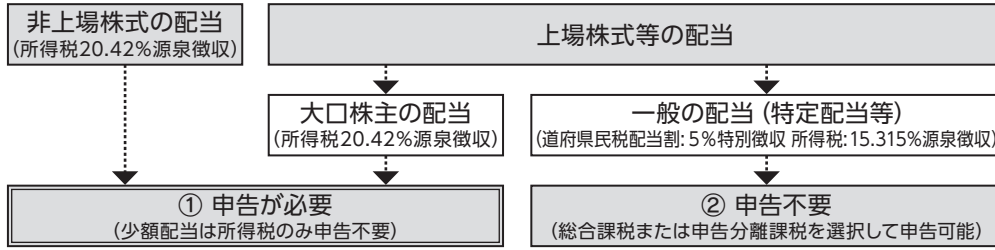
下記の内容を申告書の裏面に記入した後に、申告書の表面をご記入ください。

6 <b>給与所得の内訳</b>	日給などの給与と所得のある方や、源泉徴収票のない方は記入してください。 年取の明細・勤務先等を記入し、合計額を申告書表面右の「カ」に、給与と所得金額の速算表で計算した所得金額を「⑥」に記入してください。
7 <b>事業・不動産所得に関する事項</b>	所得の種類(営業等・農業・不動産の種類)、所得の生ずる場所(営業地・不動産の物件地等)、必要経費をそれぞれ記入してください。 収入金額をそれぞれ申告書表面右の「ア～ウ」に、必要経費を差し引いた所得金額を「①～③」に記入してください。
8 <b>配当所得に関する事項</b>	配当所得の種類(株式等・その他の種別)、所得の生ずる場所(配当の銘柄)、必要経費をそれぞれ記入してください。 収入金額を申告書表面右の「オ」に、必要経費を差し引いた所得金額を「⑤」に記入してください。
9 <b>雑所得(公的年金等以外)に関する事項</b>	種目(公的年金等以外の収入の内容)、所得の生ずる場所(公的年金等以外の雑所得が生ずる場所)、必要経費をそれぞれ記入してください。 収入金額を申告書表面右の「ク」に、必要経費を差し引いた所得金額と公的年金等の所得金額の合計額を「⑦」に記入してください。
10 <b>総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項</b>	必要経費、差引金額(収入金額から必要経費を差し引いた金額)、所得金額(差引金額から特別控除額を差し引いた金額)をそれぞれ記入し、所得金額の合計額「ニ」を申告書表面右の「⑩」に記入してください。
11 <b>事業専従者に関する事項</b>	必要経費等の所得、特定公社債等の利子所得、特定株式等の譲渡所得および特定公社債等の譲渡所得を申告して、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合には、各欄に配当割額および株式等譲渡所得割額を記入してください。  ①50万円(配偶者の場合は86万円) (2)事業所得+不動産所得+山林所得÷(専従者数+1)
12 <b>別居の扶養親族等に関する事項</b>	控除対象配偶者・扶養親族のうち、別居している方の氏名と住所を記入してください。
13 <b>配当割額または株式等譲渡所得割額控除に関する事項</b>	特定配当等の所得、特定公社債等の利子所得、特定株式等の譲渡所得および特定公社債等の譲渡所得を申告して、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合には、各欄に配当割額および株式等譲渡所得割額を記入してください。
14 <b>寄附金に関する事項</b>	都道府県・市区町村(ふるさと寄附金)、大阪府共同募金会・日本赤十字社大阪府支部への寄附金および大阪府または大阪市それぞれの条例で指定した寄附金がある場合、それぞれ該当する欄に寄附金額を記入してください。
15 <b>事業税に関する事項</b>	事業税は、事業の種類により税率が異なります。また、非課税の事業もありますので、次の(1)または(2)に該当する方は、「非課税所得など」欄に、該当する番号とその所得金額を記入してください。 なお、他の都道府県に事務所等がある方は、「他都道府県の事務所等」欄にチェックを入れてください。 (1)複数の事業を兼業している方で、そのうち次に掲げる事業から生ずる所得がある場合 ①畜産業(農業に付随して行うものを除く。)から生ずる所得、②水産業(小規模な水産動物の採捕の事業を除く。)から生ずる所得、③新築製造業から生ずる所得、④あん摩、マッサージまたは指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業から生ずる所得(両眼の視力を喪失した方その他両眼の視力0.06以下の方が行うものを除く。)、⑤装飾師業から生ずる所得 (2)次に掲げる所得(非課税所得)がある場合 ⑥林業から生ずる所得、⑦鉱物掘採事業から生ずる所得、⑧社会保険診療報酬に係る所得、⑨外国での事業に係る所得(外国に生ずる事務所等が生じた所得)、⑩地方税法第72条の2に定める個人の行う事業に該当しないものから生ずる所得

## 配当所得がある方へ

①非上場株式の配当・大口株主が受ける上場株式等の配当(所得税源泉徴収税率が20.42%のもの)所得税とは異なり、金額の多少に関わらず総合課税の対象となりますので**個人市・府民税の申告が必要**です。  
(注)大口株主分…発行済株式数の3%以上に相当する数または金額の株式等を保有するもの

②上場株式等の配当等(特定配当等)  
配当を受けの際に、道府県民税配当割(5%特別徴収)として、所得税(15.315%源泉徴収)とあわせてすでに徴収されていますので、申告は不要です。  
ただし、所得控除等の適用を受けるために、総合課税または申告分離課税を選択して申告することができます。この場合、特別徴収された道府県民税配当割相当額を所得割額から税額控除し、控除しきれない額は均等割額または市税未納税額に充当もしくは還付されます。  
なお、申告された配当所得は、総所得金額および合計所得金額に算入され、扶養控除や配偶者控除の適用、非課税判定、国民健康保険料等の算定に影響する場合がありますのでご注意ください。



※この市民税・府民税申告の手引きにおいて、所得税の税率について記載している場合は、所得税率と復興特別所得税率の合計を記載しています。